

マイナンバーを提出できない場合の手続きについて

やむを得ない事情でマイナンバーの提出ができない場合は、以下の書類の提出が必要になります。

1. 奨学金申込時（今回）に提出が必要な書類

奨学金申込時にマイナンバーを提出できない人については、以下の表で必要な書類を確認・準備し、「マイナンバーに代わる提出書類（様式）」に必要事項を記入の上、他の提出書類とともに学校に提出ください。

提出できない人	申込時（今回）に提出が必要な書類※ ¹
申込者本人	住民票の写し（原本）
生計維持者※ ¹	<p>(1) 2019 年度所得（課税）証明書（2018 年分の所得額等が記載）</p> <p>（注 1）名称は、市区町村によって異なる場合があります （注 2）以下の項目がすべて記載されている証明書の発行を依頼してください※²</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>① 課税標準額 ② 調整控除額 ③ 税額調整額 ④ 扶養親族数 ⑤ 控除等に係る本人該当区分 ⑥ 合計所得金額 ⑦ 総所得金額等</p> </div> <p>(2) 生活保護決定（変更）通知書等のコピー（該当者のみ）</p> <p>（注）受給期間に 2019 年 1 月 1 日を含むことがわかるもの</p>

※ 1 生計維持者が海外に居住しているため、所得（課税）証明書等を用意できない場合は、「海外居住者のための収入等申告書」及び必要添付書類を提出してください。

※ 2 市区町村所定の所得（課税）証明書に項目がない場合は、これらの項目について所得（課税）証明書への追記等を市区町村に依頼してください。

2. 進級後に提出が必要な書類

奨学金申込時にマイナンバーを提出できない場合は、今後も以下の書類の提出が必要となります。

提出できない人	奨学生採用時	継続審査時（毎年 7 月頃）
奨学生本人	住民票の写し	所得（課税）証明書
生計維持者	—	所得（課税）証明書 生活保護決定（変更）通知書等のコピー（該当者のみ）

ご注意ください！

- 申込時において、必要書類が期限までに提出されないと、審査ができないため採用されません。
- 奨学生採用時において、必要書類が期限までに提出されないと、奨学生の身分を失うことがあります。
- 給付奨学金の継続審査時において、必要書類が期限までに提出されないと、審査ができないため奨学金の支給が遅れたり止まったりすることがあります。

マイナンバーに代わる提出書類

マイナンバーを提出できない者がいるため、以下の証明書類を提出します。

○ 申込者

「マイナンバー提出書」 に記載されている 申込ID	Z	Y	1	9						
---------------------------------	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--

学校名			
学部・課程・分野		学科・専攻	
氏名		学籍番号	

○ 提出書類

提出できない人	提出書類	提出 (該当に○)
申込者本人	マイナンバーを提出できない理由 (該当に○) 海外居住・病気・その他[具体的に記入] ()	
	提出書類 住民票の写し (原本)	<input type="checkbox"/>
生計維持者 ① 氏名	マイナンバーを提出できない理由 (該当に○) 海外居住・病気・その他[具体的に記入] ()	
	提出書類	
	所得 (課税) 証明書 (必要な項目が記載されているもの)	<input type="checkbox"/>
	海外居住者のための収入等申告書及び必要添付書類 (該当者のみ)	<input type="checkbox"/>
生計維持者 ② 氏名	マイナンバーを提出できない理由 (該当に○) 海外居住・病気・その他[具体的に記入] ()	
	提出書類	
	所得 (課税) 証明書 (必要な項目が記載されているもの)	<input type="checkbox"/>
	海外居住者のための収入等申告書及び必要添付書類 (該当者のみ)	<input type="checkbox"/>
生計維持者 ③ 氏名	生活保護決定 (変更) 通知書等のコピー (該当者のみ)	<input type="checkbox"/>
	所得 (課税) 証明書 (必要な項目が記載されているもの)	<input type="checkbox"/>
生計維持者 ④ 氏名	海外居住者のための収入等申告書及び必要添付書類 (該当者のみ)	<input type="checkbox"/>
	生活保護決定 (変更) 通知書等のコピー (該当者のみ)	<input type="checkbox"/>

○ 提出方法

申込者本人が「マイナンバーに代わる提出書類」(本紙)に必要事項を記入し、提出書類を重ねてホチキス留めし、「給付奨学金案内」の「給付奨学金確認書」等とともに、定められた期限までに学校に提出してください。

※マイナンバーを提出できる人のマイナンバーは「マイナンバー提出書」により日本学生支援機構に郵送してください。その際、提出できない人の欄については『○○のため提出できません』と記入してください。

★生計維持者が海外に居住している場合

給付奨学金では、申込者本人及び生計維持者の課税標準額をもとに選考を行いますが、海外赴任等により日本で住民税が課税されていない場合、選考に必要な情報をマイナンバーで取得できません。

そのため、機構のホームページに掲載している内容に従って、必要な書類を提出していただく必要があります。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/moshikomi/kaigaikyoku.html>

【①2019年1月1日時点で、日本国内に住民票がない生計維持者がいる場合】

2019年度（2018年1月～12月分）に日本で住民税が課税されていないため、機構のホームページに掲載している「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」を作成し、必要書類を添付のうえ学校に提出します。

【②海外赴任等によりマイナンバー関係書類の提出ができない場合】

機構のホームページに掲載している「マイナンバーに代わる提出書類（様式）」を作成し、必要書類を添付のうえ学校に提出します。

（①に該当する場合は、必要書類として「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」を添付します。）